

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 10月29日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置として、段階的規制緩和計画の変更を発表しました。その概要は以下のとおりです。

●第4段階（再開初期）へ移行（11月2日（月）5時より）

首都圏州サンティアゴ市1区（ニュニョア区）、メリピーリャ区

コキンボ州コンバルバラ市、ラ・イゲラ市、モンテ・パトリア市、プニタキ市、ビクーニャ市、カネラ市、イジャペル市、ロス・ビロス市、パイウアノ市、サラマンカ市、アンダコジョ市、コキンボ市、ラ・セレナ市、オバリェ市、リオ・ウルタド市

●第3段階（準備期）へ移行（11月2日（月）5時より）

首都圏州サンティアゴ市1区（インディペンデンシア区）

ロス・リオス州パイリャコ市

ラ・アラウカニア州ロンキマイ市

マウレ州ロンガヴビ市、モリナ市

リベルタドル・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州ランカグア市、グラネロス市、マチャリ市

●第2段階（移行期）へ移行（11月2日（月）5時より）

ラ・アラウカニア州レイナコ市

●第2段階（移行期）へ後退（10月31日（土）5時より）

ラ・アラウカニア州ゴルベア市、ピトゥルフケン市

ロス・ラゴス州ケイレン市、ケムチ市、ダルカウエ市、カストロ市、ケジョン市、アンクード市

マウレ州サン・ハビエル市

●第1段階（義務的自宅隔離）へ後退（10月31日（土）5時より）

首都圏州イスラ・デ・マイポ区

ロス・リオス州ラ・ウニオン市、ラゴ・ランコ市

ラ・アラウカニア州テムコ市、ビルクン市、フレイレ市、パードレ・ラス・カサス市

ロス・ラゴス州カルブコ市、ウアライウエ市

2 また、10月28日、チリ内務省は官報にて10月30日から11月13日まで国境閉鎖措置を延長する旨発表しました。

3 10月29日時点で、チリ国内では507,050名（死亡者14,118名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html